

令和6年2月22日

宇治田原町水道事業

宇治田原町長 西谷 信 夫 様

宇治田原町水道事業及び
下水道事業経営等審議会
会長 松本 敏 史

宇治田原町水道料金の改定について（提言）

水道料金は、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展が図り得るよう適正に定めなければなりません。そのためには、宇治田原町水道事業の実情に応じた中長期的な視野に立った経営の基本方針を示し、これに基づく計画的な取組みを推進する必要があります。

将来にわたり水道事業を持続可能なものとするためには、長期的な見通しによって水道料金を設定することが求められ、健全な経営を確保することのできる料金体系でなければなりません。

このような背景から、宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会（以下、「当審議会」という。）では、宇治田原町水道事業料金改定計画（以下「料金改定計画」という。）の策定について、事務局から提出された資料を基に慎重に協議を重ねてきました。

協議の過程で各委員から出された意見や、次に示す提言の内容を踏まえ、料金改定計画を策定し、掲げる施策の確実な実施に努め、早急な経営改善に取り組まれるよう求めます。

提 言

宇治田原町水道事業においても、少子高齢化、人口減少にともない、今後、水需要減少が予想されるなか、善後策を講じなければ、料金収入の減少は明らかである。一方、施設及び管路などの資産の更新や耐震化に係る資産維持費の増大が懸念され、さらに、世界情勢激変による資機材費や電気料金の高騰が続き、支出を抑えることが出来ない現実がある。

このように厳しい経営環境となっている本町水道事業にあつて、主な収益的収入である料金の適正化を図るため、当審議会設置条例第2条に基づき、次のとおり提言する。

1. 水道料金の改定について

本町の水道料金は、府内事業体の平均額に比して安く設定されているが、将来にわたって安定した水道サービスを持続していくため、経営の健全化の観点からも評価されなけ

ればならない。経営の深刻化が差し迫った今、料金改定計画を立て、健全化の方針を打ち出すことが必要不可欠であり、過去の投資と将来の投資計画に基づく、収益と費用の試算の結果、料金改定計画（案）は妥当と判断する。

さらに、料金改定計画に定める事業を着実に推進していくため、今後も定期的に料金見直しの検討を行い、財政状況の改善に努められたい。

2. 内部留保資金の確保について

経営の健全化の観点から、外部資金に頼ることができない維持管理費用や災害対策費用に充てる資金として、また、将来の施設・設備等の更新財源として、一定程度の自己資本を蓄積しておかなければならない。

料金の改定は、単に損益計算上の収支均衡に留まらず、適正な事業報酬を料金に織り込むことによって、所要の内部留保資金を確保し得る料金水準を設定されたい。